

経済産業省「第三回 多様なモビリティ普及推進会議」用資料

諸外国の電動キックボード関連規制

シンガポール、米国・カリフォルニア州、
ドイツ、フランス、オーストリアの例

2019年10月16日

日本貿易振興機構(JETRO)

海外調査部 欧州ロシアCIS課

シンガポール：2019年1月に登録制導入、2020年7月以降はUL2272認証デバイスのみ走行可

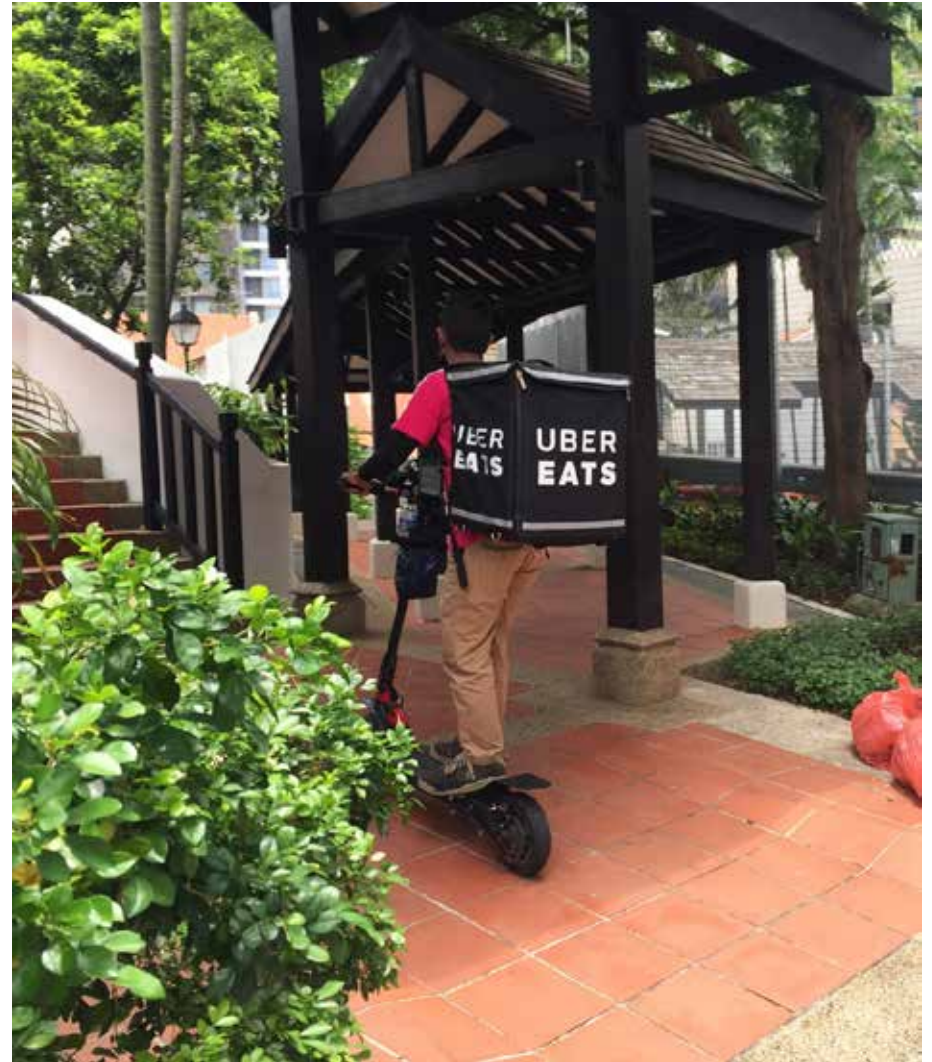
項目	内容
普及状況	・2019年6月末時点で7万5,000台以上が登録済み。シェアリングサービスが普及。
速度制限	・歩道は時速10km、シェアードパス（注）は時速25km
走行対象	・歩道およびシェアードパスを走行可。歩行者専用道および車道の走行は禁止。
年齢制限・免許	・16歳以上が要登録（運転免許不要）
ヘルメット	・着用義務は無い
事業者・台数制限	・シェアリングサービスの提供にはライセンス取得が必要。
保険	・利用者による加入義務は無い。ただし、シンガポール陸上交通庁は加入推奨。
罰則（初犯の場合の罰金の最大金額 and/or 禁固刑の最長期間）	<ul style="list-style-type: none"> ・デバイス基準（参照）の不順守：5,000シンガポールドル and/or 3 ヶ月 ・歩行者専用道を走行：1,000シンガポールドル and/or 3 ヶ月 ・車道を走行：2,000シンガポールドル and/or 3 ヶ月 ・スピード違反：1,000シンガポールドル and/or 3 ヶ月 ・危険運転：5,000シンガポールドル and/or 1 年 など < 以下は2019年7月以降 > <ul style="list-style-type: none"> ・未登録の電動キックボードで公道を走行、他者を走行させるもしくは走行を許可：2,000シンガポールドル and/or 3 ヶ月 ・公道走行用のUL2272規格非認証の電動キックボードの販売（およびレンタル）：5,000シンガポールドル、and/or 3 ヶ月
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公道走行のためのデバイス基準は、幅70cm以下、重量20kg以下、最高速度25km/h。 ・2019年1月2日から登録制度が開始。登録済みデバイスには、陸上交通庁（LTA）の登録マークと登録番号入り識別マークの添付が必須。 ・発火防止のため、2019年7月以降、公道走行用のUL2272規格非認証のデバイスの販売（およびレンタル）は禁止。2020年7月以降は認証デバイスのみ公道が走行可。

（注）自転車道およびパーク・コネクター・ネットワーク（公園や緑地を結ぶウォーキング、ランニング、サイクリング道）

（出所） ～ ：シンガポール陸上交通庁

、 ：2017年「アクティブ・モビリティ法」

シンガポールを走行する電動キックボード（ジェトロ撮影）



米国・カリフォルニア州：サンフランシスコ市は2018年からシェアリング事業者を規制

項目	内容
普及状況	<ul style="list-style-type: none"> ・サンフランシスコ市では、2018年3月に複数事業者がシェアリングサービスを提供開始したがルール違反や危険性が問題となり規制に踏み切った。 ・同市「実証プログラム」における2019年2月時点のユーザー数・2018年10月～2019年2月の利用回数は、Scootが2万2,985人・2万4,295回、Skipが7万2,448人・21万8,103回。
速度制限	<ul style="list-style-type: none"> ・時速15マイル（約24km）。
走行対象	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車道（bikeway）を含む車道（highway）を走行可。自転車道がある場合は原則自転車道を要走行。 ・歩道（sidewalk）の走行は、隣接する施設への出入りに必要な場合を除き禁止。 ・歩道への横向きの駐車、歩行の妨げとなる駐車は禁止。
年齢制限	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳以上（運転免許証もしくは仮免許が必要）。 ・サンフランシスコ市「実証プログラム」においてScoot、Skipは18歳以上に設定。
ヘルメット	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の場合、着用義務あり。 ・2019年の改正で18歳以上は着用義務が無くなったが、サンフランシスコ市交通局は着用を推奨。
事業者・台数制限	<ul style="list-style-type: none"> ・サンフランシスコ市では2018年4月、電動キックボードのシェアリングサービスを規制し「実証プログラム」を開始する法律が可決。同市交通局（SEMTA）は5月に同プログラムの範囲・規模を定める法律を可決、同月下旬から募集開始、10月にScootとSkipの2社に許可を与えた（許可の期限は2019年10月14日）。2019年7月現在の各社に許可された台数上限はScootが625台、Skipが800台。 ・SEMTAは2019年7月「許可（Permit）プログラム」の募集を開始。9月に4社（JUMP, Lime, Scoot, Spin）に2019年10月15日から2020年10月14日まで有効な許可を与え、台数上限は各社1,000台（2,500台まで引き上げる可能性あり）とした。
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・加入不要
罰金	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道を走行：197ドル ・アルコール・薬物の影響下で車道を走行：最大250ドル 他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキ搭載、少なくとも片手でハンドルを握ることが可能なデバイスでの走行が義務。 ・2人乗り禁止、車道走行中にデバイスもしくはユーザー自身を他の車両に固定することは禁止。 ・暗い車道で走行するデバイスにはランプ、反射板の装備が必要。

（注）カリフォルニア州レベルの規制は車両法に基づくが、同法には自治体による登録制導入や駐車・走行の規制を妨げないとの条項あり。

（出所） サンフランシスコ市交通局ウェブサイト、：各社ウェブサイト

～、～：2019年改正「カリフォルニア州 車両法AB-2989」

サンフランシスコ市交通局ウェブサイトおよび同局2019年9月25日付資料

カリフォルニア州最高裁判所「Uniform Bail and Penalty Schedule 2019 EDITION」 Copyright © 2019 JETRO. All rights reserved. 禁無断掲載 4

米国・サンフランシスコ市内に駐車する電動キックボード（ジェトロ撮影）



ドイツ：2019年6月に解禁、製品（モデル）ごとに認可が必要

項目	内容
普及状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗り捨てシェアリングサービスが普及。 ・ ドイツでは2019年10月現在、18社が認可を受けた25製品を販売。 ・ ベルリン市では約9,000台が流通、2019年6月15日からの3カ月間に74件の事故が起きており、多くが飲酒（違法）を伴うなど問題となっている。
速度制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時速20km
走行対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車専用道に限定、自転車専用道のない場合には車道で走行可。 ・ 歩道および歩行者専用ゾーンでの走行は禁止。
年齢制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14歳以上（運転免許不要）。
ヘルメット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着用義務は無いが、警察は着用を推奨。
事業者・台数制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は製品（モデル）ごとに連邦自動車局で認可を受ける必要あり。
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入義務あり（保険加入を証明するシールをデバイスに貼る必要あり）。
罰金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号無視：60～180ユーロ ・ 歩道を走行：15～30ユーロ ・ 保険加入のシールを貼らないで走行：40ユーロ など。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ デバイスにはブレーキとライトの装着が義務。

（出所）：連邦自動車局ウェブサイト、流通台数は国营放送ニュースTagesschauウェブサイト、ベルリン市警察ウェブサイト
 ～：ドイツ自動車連盟（ADAC、日本のJAFに相当）ウェブサイト
 ：2019年6月15日施行「時速6～20キロの電動キックボードの一般道使用に関する規制」

ドイツ・デュッセルドルフ市内に駐車する電動キックボード（ジェトロ撮影）



フランス：全国レベルの規制（10月末施行予定）に先立ち、パリ市等が独自規制を導入

項目	内容
普及状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗り捨てシェアリングサービスが普及。事故の多発や、ベビーカーや車椅子の通行を妨げる無秩序な駐車が課題に。 ・ パリ市では2019年6月時点で12事業者がサービスを提供、約2万台が流通。
速度制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時速25 km ・ パリ市では20 km、混雑箇所は時速8 km
走行対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道での走行は原則禁止（エンジンを切って手押しは可）。 ・ 歩道への駐車は歩行者の通行の妨げにならない場合のみ可（パリ市では指定スペースへの駐車が義務）。 ・ 市街地：自転車道がある場合は自動車道を要走行、無い場合は時速50km以内に制限されている車道で走行可。 ・ パリ市では公園・庭園でも走行禁止。
年齢制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12歳以上（運転免許不要）。
ヘルメット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着用は義務ではないが、強く推奨。
事業者・台数制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ市は台数ベースで企業に課税、1台あたりの課税額は数量に応じて変動（50～65ユーロ）。
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の業界団体は、第三者賠償責任保険を義務としている。
罰金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高速度が時速25km以内に制限されていないデバイスで走行：1,500ユーロ ・ 許可なく歩道で走行：135ユーロ ・ その他の違反：35ユーロ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間、視界の悪い日中および市街地では、蛍光セーフティ反射のベストやアームバンドなどを着用。 ・ デバイスには蛍光セーフティテープの貼付、ブレーキ、クラクション、前後にライトの装備が義務。 ・ ヘッドフォンやイヤフォンの着用禁止 ・ 2人乗り禁止

（注）全国レベルの規制内容は2019年10月施行予定の「道路交通法を改正する政令案」に基づく。

審議中の「モビリティ法案」には、各市町村が地域の实情に合った適用除外の規定を設けられるとする条項が盛り込まれている。

（出所）～：パリ市ウェブサイト 2019年7月導入の電動キックボードの利用規制措置に関する2019年6月11日付ページ

～、～：「道路交通法を改正する政令案」に関する政府の2019年9月12日付プレスリリース。

～：パリ市ウェブサイト 電動キックボードのシェアリングサービス（libre-service）への規制強化に関する2019年5月1日付ページ
フランス保険協会ウェブサイト

フランス・パリ市内に駐車する電動キックボード（ジェトロ撮影）



オーストリア：2019年6月から自転車に準じた規制を導入

項目。	内容
普及状況	・ 乗り捨てシェアリングサービスが普及。ウィーンには2019年9月時点でシェアリング用デバイスが1,500台。
速度制限	・ 時速25 km
走行対象	・ 自転車道、自転車が走行可能な道路で走行可。 ・ 歩行者専用ゾーン、住居地道路、シェアドスペースは歩行者に合わせた速度で走行可。 ・ 歩道は走行禁止だが、自治体が条例で認める場合は歩行者に合わせた速度で走行可。 (ウィーンでは不可)。
年齢制限	・ 12歳以下は、住居地道路を除き1人での走行は不可、走行には16歳以上の同行が必要。 ・ 12歳以下でも自転車免許を持っていれば、1人で走行可。
ヘルメット	・ 12歳以下は着用義務あり
事業者・台数制限	・ 無し
保険	・ 不要
罰金	・ 通常の違反：35～70ユーロ ・ 飲酒運転：800ユーロ以上、(自動車)運転免許が取り消しの可能性あり。
その他	・ 最大出力600Wを超えないデバイスで走行。 ・ 2人乗り、走行中の携帯電話による(ハンズフリー通話装置を使わない)通話・メール、赤信号の無視、飲酒運転(呼気1リットル中のアルコール濃度0.4mg以上)は禁止。 ・ デバイスにはブレーキ、反射板、ヘッドライト(白)、バックライト(赤)の装備が義務。

(注) 全国レベルの規制として、道路交通法に電動キックボードに規定が追加された(2019年6月1日発効)。

運用の詳細は自治体に委ねられる。

(出所) オーストリア政府ウェブサイト、道路交通法

オーストリア・ウィーン市内に駐車する電動キックボード（ジェトロ撮影）





日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 欧州ロシアCIS課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL : 03-3582-5569
E-mail : ORD@jetro.go.jp

本資料は「第三回 多様なモビリティ普及推進会議」での情報提供を目的に作成したものです。

内容についてはできる限り正確性を期すように努めておりますが、掲載している情報の採否はご自身の責任のもとご判断ください。また、万一不利益を被る事態が生じましてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

本資料の無断での配布や二次使用は固くお断りいたします。